

「栃木県手数料等収納に係るキャッシュレス決済端末導入及び指定納付受託業務」に係る質問と回答について

令和6(2024)年4月23日 栃木県会計局会計管理課

No.	題名	質問内容	回答
1	<p>【入札説明書】4-(4) 入札書の記載方法等について</p>	<p>入札書へ記載する金額は、以下の費用を合計した値という認識で合っておりますでしょうか？</p> <p>履行期間内に発生する全費用が対象となるかを確認させて頂きたいためご質問させて頂きました。</p> <p>①初期導入費用（賃貸借） ↳POSレジ機器類及びキャッシュレス決済端末等に係るハードウェア費用 ↳POSレジ機器類及びキャッシュレス決済端末の設置・現地調査・研修等の役務費</p> <p>②履行期間（契約日から令和10年3月31日）に係る各種利用料 ↳POSレジ利用料 ↳POSレジ機器類及びキャッシュレス決済端末等に係る機材保証費</p> <p>③令和6年度～令和9年度の見込金額に手数料率を乗じた金額</p> <p>※試算方法については別途質問</p>	<p>入札書に記載する金額は「入札公告3(5)ア」記載のとおり、契約期間全体において必要な全費用の金額を記載してください。</p> <p>なお、「入札公告3(5)イ」等に記載のとおり、「積算内訳書（様式任意）」について、年度毎の内訳が分かるように記載の上、添付するとともに、「入札公告3(8)ウ」等に記載のとおり「別記様式3（運用経費算定表）」の提出が別途必要であることを申し添えます。</p>

2	<p>【入札説明書】4- (4) -ウ 決済手数料の積算根拠について</p>	<p>決済ブランド毎に加盟店手数料が違う場合、どのように試算すればよいのでしょうか？</p> <p>①仕様書に明記されているブランドのみの平均手数料率で試算</p> <p>②仕様書に明記されているブランド以外にも提案できる場合、それを含めた平均手数料にて試算</p> <p>上記①または②で良いのか、または違う試算方法かを教えて頂きたいという主旨です。</p>	<p>決済手数料については、仕様書に明記している決済サービス・ブランドのみの平均手数料率（又は額）及び入札公告3（5）ウの表中（ ）内に示す、3分の1の金額（又は件数）を使用し、仕様書6（5）ウ（ア）～（ウ）の区分毎にそれぞれ算出した金額の合計額を見積額としてください。</p> <p>具体例として、令和6年度における手数料率が VISA：1.5%、Mastercard：2%、JCB：3%であった場合、「クレジットカード及びデビットカード」の区分における手数料率は、3つの決済サービス・ブランドの平均手数料率である2.167%（小数点第4位以下四捨五入）とし、決済見込金額3,316,362円を用いて手数料の額を計算してください。</p> <p>「電子マネー」、「コード決済」の区分についてもそれぞれ同様の手順で算出し、3つの区分それぞれで算出した額の合算額を当該年度における手数料の額とし、他の年度も同様とします。</p> <p>また、仕様書6（5）ウ（ア）～（ウ）に明記していない決済サービス・ブランドの提案が可能である場合には、当該決済サービス・ブランドの名称及び個別手数料率（又は1件当たりの額）を入札説明書4（7）イに示す仕様書に記載して提出してください。</p>
紙質問1	キャッシュレス決済手数料	<p>(1) 「クレジットカード及びデビットカード」「電子マネー」「コード決済」ともに複数のブランドがあり、それぞれで料率が異なります。この場合、どのような方法で費用を算出すればよいのでしょうか？</p>	<p>【計算式】（令和6年度の場合）</p> <p>令和6年度の決済手数料=A+B+C</p> <p>○「クレジットカード及びデビットカード」内の平均手数料率（又は額）×3,316,362円（又は1,686件）=A</p> <p>○「電子マネー」内の平均手数料率（又は額）×3,316,362円（又は1,686件）=B</p> <p>○「コード決済」内の平均手数料率（又は額）×3,316,362円（又は1,686件）=C</p>

3	<p>【仕様書】6- (1) 設置及び利用期間満了後の撤去について</p>	<p>機材の撤去時、作業が回収のみとなるよう、事前に御庁にて抜線の上、撤去する機材を設置機関毎にまとめておいて頂くことは可能でしょうか？</p> <p>※ 質問者への聞き取りの結果、「撤去作業が回収のみとなるよう、抜線の上、設置機関毎にまとめることの可否」を質問するものとして回答します。</p>	<p>事前のスケジュール調整の上、抜線して設置機関毎にまとめることは可能です。</p>
4 7 8	<p>【仕様書】6- (5) -オ 収納金の内訳明細の発行について</p>	<p>弊社では決済手数料を入金する際の内訳明細については、紙媒体で送付をしておりますが、問題無いでしょうか？</p> <p>弊社では決済手数料を入金する際の内訳明細については、紙媒体で送付しておりますが、収納金の内訳明細を POS 管理システムで出力可能なため、内訳明細データを出力し栃木県庁様へ送付させていただきます。</p> <p>(出力する内訳明細データは、POS 管理システムを使って栃木県庁様でも自由にご確認頂けます)</p> <p>※ 質問者への聞き取りの結果、No.4、7、8を一つの質問として回答します。</p>	<p>収納金の内訳明細は電子データで送付ください。</p> <p>ただし、仕様書6 (5) オの要件を満たした収納金明細を管理システム等から出力して送付するなど、紙で発行した明細に補足して電子データによる明細を送付して対応することは差し支えありません。</p>
5	<p>【仕様書】8- (2) 費用の請求方法について</p>	<p>毎月、キャッシュレス決済の売上金を入金してからでない、保守費用等のご請求ができないということでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。各月における全ての役務等の履行を本県が確認した後に請求してください。</p>

6	【詳細仕様書】2-必須要件-ク	<p>決済端末で会計事務（POS レジ操作）は可能ですが、管理システムの操作は出来かねます。問題ないでしょうか？</p>	<p>管理システムについては、「詳細仕様書3（2）」のとおり職員端末から操作できれば差し支えありません。</p>
紙質問2	キャッシュレス決済手数料	<p>事前にそれぞれのブランドの料率は提示させていただきます。提示した料率で発生した実費用については栃木県に対して請求できるものと認識してよいでしょうか？</p> <p>実際に発生した手数料が事前に見積算出した手数料を超えた場合、その費用を栃木県に対して請求できるのか否かご教授願います。</p>	<p>決済手数料については、事前に提示いただいた手数料率（又は額）と実際に決済された件数等の実績により計算した額で請求してください。</p> <p>なお、決済手数料に係る取扱いについては、予算上の制約等を勘案の上、契約締結時に取り決めを行います。</p>
紙質問3	ネットワークについて	<p>POS レジおよび決済端末ともにインターネット接続環境が必要となります。ネットワークはどのような環境になるのでしょうか？</p> <p>弊社のシステムでは、有線 LAN ケーブルで接続できる環境があることが前提条件となります（有線 LAN ケーブルを弊社導入ルーターに接続します）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県の各庁舎にあるネットワークに接続することになるのでしょうか？ もしその場合、LAN ケーブルはご用意いただけるのでしょうか？ ・ポケット wifi ルーターなどを別途調達される予定でしょうか？ もしその場合、wifi ルーターには LAN ケーブルを接続可能でしょうか？ 	<p>ネットワーク環境について、各庁舎のネットワークに接続することは想定していません。</p> <p>POS レジ及び決済端末の仕様にあわせ、別途本県が Wi-Fi ルーター等の調達を行います。</p> <p>ケーブル類の周辺機材についても、同様に本県が調達します。</p>